

指定介護予防通所介護相当サービス

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会
- (2) 所在地 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22番地1
- (3) 事業者番号 2671400089
- (4) 提供地域 精華町の区域
- (5) 指定年月日 平成30年4月1日

2. 同事業所の職員体制

- (1) 管理者1名 (2) 生活相談員3名 (3) 機能訓練指導員1名
- (3) 機能訓練指導員兼看護師5名 (5) 介護職員11名

3. 営業時間等

月曜日から土曜日の午前9時30分から午後3時45分まで
※ただし、12月29日から1月3日までを除く。

4. サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、運動器の機能向上サービスなどを提供し、利用者の自立支援に努めます。

5. 利用料金等

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

基本料金及び利用者負担

区分	1月あたりの基本料金	1月あたりの利用者負担額
要支援1	17,980円	1,798円
要支援2	36,210円	3,621円

- ※利用者負担2割の方は、利用者負担額は2倍、3割の方は3倍です。
- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ
 - 要支援1 1月あたり880円（自己負担額は88円です）
 - 要支援2 1月あたり1,760円（自己負担額は176円です）
 - (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）料金の9.2%
 - (3) 地域加算（6級地） 料金の2.7%
 - (4) 口腔機能向上加算（Ⅱ）1回あたり1,600円※月2回まで（利用者負担額は160円）
 - (5) 科学的介護推進体制加算 1月あたり400円（利用者負担額は40円）
 - (6) 食材料費 1食あたり790円（全額自己負担です）
- ※その他、レクリエーションにかかる費用等は全額自己負担となります。

6. 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者等の個人情報は、本会が定める「個人情報保護規程」に基づいて、適切に管理します。また、介護予防通所介護相当サービスを行う上で、本会の担当者が業務上知り得た利用者等の個人情報は、利用者の同意を得ることなく他の目的（事業）に利用することはありません。

7. サービスに関する苦情等

- (1) 当事業所の相談・苦情担当 通所介護課 通所介護係長：杉島 美香
(電話) 0774-98-3924
- (2) 本会以外の相談・苦情窓口 精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課
(電話) 0774-95-1932
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会
(電話) 075-252-2152
京都府国民健康保険団体連合会
(電話) 075-354-9050